

第 1 1 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成23年2月21日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第11回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
提出議案の上程及び提案理由説明	4
一般質問	7
第1号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第1号議案の質疑、討論、採決	13
第2号議案の審議の宣告	14
事務局長の議案概要説明	14
第2号議案の質疑、討論、採決	15
第3号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	15
第3号議案の質疑、討論、採決	16
第4号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第4号議案の質疑、討論、採決	17
第5号議案の審議の宣告	18
事務局長の議案概要説明	18
第5号議案の質疑、討論、採決	19
広域連合長の閉会挨拶	20
閉会の宣告	20
資 料	
議案の送付について	23
議決一覧	24

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成23年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第11回定例会を次のとおり招集する。

平成23年2月7日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成23年2月21日
午後2時
- 2 場 所 高知市本町五丁目3-20
高知共済会館 3階 大ホール「桜」

議 員 席 次

- | | | | | | |
|-----|---------|----|---------|----|---------|
| 1番 | 板原 啓文 君 | 2番 | 有岡 正幹 君 | 3番 | 柴岡 邦男 君 |
| 4番 | 小松 文人 君 | 5番 | 三本富士夫 君 | 6番 | 西村 和也 君 |
| 7番 | 和田 賢二 君 | 8番 | 土居 豊榮 君 | 9番 | 松本 正 君 |
| 10番 | 小永 正裕 君 | | | | |
-

議 事 日 程

平成23年 2月21日 午後 2時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提出議案の提案理由説明
- 第 4 一般質問
- 第 5 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 6 第 2 号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 7 第 3 号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 8 第 4 号議案 平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 9 第 5 号議案 平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

出席議員

1番	板原 啓文 君	2番	有岡 正幹 君	3番	柴岡 邦男 君
4番	小松 文人 君	5番	三本富士夫 君	6番	西村 和也 君
7番	和田 賢二 君	8番	土居 豊榮 君	9番	松本 正 君
10番	小永 正裕 君				

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也 君		
副広域連合長	吉岡 珍正 君	笹岡 豊徳 君	
代表監査委員	吉本 雅史 君		
会計管理者	西川 淳一 君		
事務局長	清田 浩嗣 君		

議会事務局職員出席者

事務局次長	瀧 祐藏 君		
書記	北 重紀 君	林 秀樹 君	廣瀬 忍 君
	土居 由実 君		

広域連合事務局職員出席者

課長補佐	岡田 達也 君	西岡佐智子 君
------	---------	---------

◎開会の宣告

○議長（西村和也君） それでは、ただいまより、平成23年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第11回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後1時58分 開会

◎議事日程の報告

○議長（西村和也君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布しております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） ご異議ないものと、認めます。
よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（西村和也君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。
会議録署名議員は、4番小松文人議員、10番小永正裕議員のお二人の方をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（西村和也君） 続きまして、日程の第2、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日、2月21日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（西村和也君） それでは、これより、日程の第3、提出議案の提案理由説明に入ります。

第1号議案から第5号議案までを一括議題といたします。
広域連合長から提案理由の説明を求めます。

(岡崎広域連合長挙手)

○議長(西村和也君) 岡崎広域連合長。

○広域連合長(岡崎誠也君) 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第11回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関する最近の状況等につきまして、国政の動向も含めましてご説明申し上げます。

制度開始後3年目となります本年度は、新たな保険料率に基づきます事業運営期間の初年度に当たりましたが、前年度までの保険料軽減の特例措置が継続されたことや、県の財政安定化基金及び当広域連合の剰余金等を活用して、保険料の上昇を抑制する措置を講じてまいりました。

こうした措置等によりまして、所得の低い方々等をはじめとします被保険者の方々の保険料負担が増大する状況を避けることができ、現行制度の運用は安定してきているものと考えます。

現行制度は、ご承知のとおり、現時点では平成24年度末をもって廃止される予定となっており、私も委員として参加してまいりました国の高齢者医療制度改革会議におきまして、約1年間にわたり、現行制度が廃止された後の新たな制度のあり方について、14回に及びます会議において活発に論議され、昨年12月20日に最終取りまとめが示されました。

最終取りまとめの中で示されています主要な点につきまして申し上げます。

まず、第一点目として、現行の後期高齢者医療制度のように年齢で区分されることなく、働いている被用者の方々や被扶養者の方々は被用者保険に、それ以外の方々は地域保険であります国民健康保険に加入することとされています。

このことにより、現在、全国で約1,400万人おります後期高齢者医療制度の被保険者のうち約200万人が被用者保険に加入し、それ以外の約1,200万人が国民健康保険に加入することとなっています。

二点目としては、まず改革の第一段階として、国民健康保険に加入される75歳以上の被保険者となられる方々の運営の主体を都道府県が担い、事務の分担につきましては、都道府県は財政運営及び標準保険料率の設定を行い、それ以外の資格管理や保険料の賦課徴収、保険給付、保健事業等は市町村が行うこととされ、それぞれの分担と責任を明確にしつつ、制度を共同運営する仕組みとなっています。

また、費用負担につきましては、75歳以上の医療給付費は、現行制度と同じく公費、75歳以上の高齢者の保険料、現役世代の負担する支援金で構成されるとともに、高齢者の保険料の負担率を見直すことなどにより、高齢者の方々の保険料の伸びを抑制す

る仕組みにもなっています。

三点目としては、改革の第二段階として、全年齢での都道府県単位化の移行につきまして、平成30年度を移行目途とすることを法律上に明記することとなっており、都道府県単位化に向けまして、これまでの期間中に、国保運営上での整理すべき課題事項であります保険料の設定方式や費用負担のあり方、事務体制のあり方等につきまして、第一段階での施行状況等も見ながら検討し、結論を得る必要があります。

最終取りまとめの主要な点につきましては、ただいま申し上げました内容となっておりますが、最終とりまとめの段階におきまして、全国知事会等の団体からは反対意見が出されている経過もございます。

また、国費の負担方法につきまして、75歳以上の被用者保険の医療給付費への公費負担は、全額国費で負担するとされていましたが、一方で、国保に投入される国費から被用者保険への地方負担相当分を差し引くこととされたことで、実質的に地方が負担増を強いられかねないことから、全国市長会としても強く反対し、この案につきましては撤回されることとなり、調整が続けられることとなっております。

ねじれ国会の中で、今後さらに先行きは不透明であります。国においては、今通常国会での法案通過を目指すと言われております。

いずれにしましても、当広域連合としては、当面、現行制度を円滑に運営することに留意しながら、新たな制度改革への国の動向を十分注視してまいらなければならないと思っております。

それでは以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、条例議案1件、予算議案4件であります。

はじめに、条例議案についてご説明申し上げます。

第1号議案の後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の一部を改正するものです。

次に、予算議案につきましてご説明いたします。

第2号議案の平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ763万2千円を減額し、総額を1億1,180万3千円とするものであります。

第3号議案の平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれから13億3,584万6千円を減額し、総額を1,241億4,366万1千円とするものであります。

第4号議案の平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連します予算編成となっており、当初予算の規模は、対前年度当初比で333万円増の1億2,276万5千円となっております。

第5号議案の平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、事業部門に係る保険給付を主としました経費に関する予算編成となっておりまして、当初予算の規模は、対前年度当初比で65億1,558万7千円増の1,290億7,597万1千円となっております。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なご決定をお願いいたします。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（西村和也君） それでは、これより、日程の第4、一般質問に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（西村和也君） 和田議員、通告に従って発言を許します。

○議員（和田賢二君） 議長の指名をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

厚生労働相が主宰する高齢者医療制度改革会議の厚労省が示した後期高齢者医療制度に代わる新制度最終案をとりまとめました。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に囲い込み、重い負担を押し付ける仕組みです。高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいなら重い負担をがまんせよと迫る高齢者いじめに国民の批判が沸騰しました。

新制度案では75歳以上の現役サラリーマンと、サラリーマンの扶養家族を除いた大多数の高齢者を現行制度と同じ仕組みに囲い込むことになります。

厚生省は高齢者の医療費と負担を直結させた後期高齢者医療制度の根幹を成す仕組みを反省するどころか、利点として評価しています。新制度案は75歳以上の大多数を国民健康保険に加入させるとしています。しかし、現行の市町村国保とは別勘定の都道府県単位の制度をつくって、その制度に加入させるというのです。高齢者に医療費の1割相当を負担させ、高齢者人口の割合が増え、医療費が増えるにつれて保険料を値上げする制度設計です。

これでは、現行の後期高齢者医療制度とまったく変わりがありません。装いは新制度に変わっても、中身は後期高齢者医療制度の根幹を温存しています。高齢者医療制度改革会議でも単なる看板の掛け替えにすぎないと批判が出ているとおりです。

誰もが安心して医療をうけられる、そのことがもっとも問われていると思います。ところが医療からの排除は、本県の広域連合が、本当に悪質なものを以外は、資格書を発行しない、短期被保険証もできるだけ速やかに届ける努力をしている中でも、生まれています。

2009年10月より開始された高知市内の潮江診療所の無料低額診療は、地元マスコミでもしばしば報道されましたが、昨年12月末までに75人の方々が利用し、緊急入院した方が14名いました。その多くが患者になれず、受療権を奪われた人々です。同診療所の事務局長さんは、その原因は保険料が払えない、窓口負担が重いという

貧困が理由だと述べています。

このうち8名の方が70歳以上で、後期高齢者医療制度の方も2名おりました。おそらく氷山の一角で、潜在的にはもっと多くの方がいると想像し、対応することが政治に携わるものの責任だと思います。

そこでまず、この点で、連合長の認識、決意を伺いたいと思います。

さっき紹介した無料低額診療事業で見えてきた特徴に、国保法44条、つまり国保の窓口負担金を減免する制度で救えた例が1例もなかったことが指摘されています。適用されるには、保険料の滞納がないとか、前年度所得より3割所得が減っていることが要件になっており、低所得の方々を救う制度設計になってないからです。

一方、高知県後期高齢者医療の一部負担金減免及び徴収猶予に関する取扱要綱では被保険者の属する世帯の前3ヶ月の平均実収入月額が基準生活費以下であり、かつ、預貯金が基準生活費の3ヶ月以下である場合は広域連合長が必要であると認めるときは、その者に対し一部負担金の減免等を行うことができるとし、生活保護基準以下の方は免除となっています。

そこでまず、この規定による減免制度の実績についてお聞きします。

国保の例ではありますが、広島市では窓口負担の減免制度が積極的に利用されています。それは医療機関に周知徹底し、医療機関の未収対策としても効果をあげていると聞きます。

周知徹底の強化もふくめ、さらに制度を充実させるべきと考えますが、お聞きします。

高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療の高額療養費、高額介護合算療養費及び療養費の該当通知及び消滅時効に関する取扱規程が昨年9月1日より適用されています。

未申請の状況、再通知の状況は、どうなっているのでしょうか。

昨今、無縁社会が大きな問題となっています。たとえば短期被保険証が届かない。高額療養費の申請がないというのは、なんらかの異変がおこっているサイン、様々なリスクを抱えているサインと受けとめて、各市町村と連携した福祉的対応を進めて行くことが求められると思います。

認識と取り組みについて伺います。

近年がん治療などが外来医療においても行われるようになり、医療費が高額のため、病院への一部負担金の支払が困難な方が増えています。入院では、高額療養費制度で、普通、一般で月44,400円、低所得者では15,000円から24,600円の費用で入院費の支払いができます。しかし、外来医療では、がん治療などで1回に3ないし50,000円など高額な医療費の支払いがあり、月2ないし3回の受診になると月10万円をこえ、生活の糧である年金額を超える支払いをしなければならない場合がでてきています。

そういう場合には、国保や協会けんぽには、高額療養費貸付制度があります。高額療養費貸付制度は、高額な医療費の支払いに充てるための費用が必要である場合に、高額療養費が支給されるまでの間、無利子の貸付制度です。

高額療養費は月内に支払った医療費が、一定の自己負担限度額を超えた場合に本人の申請により支給されますが、医療機関等から提出された診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査を経て行いますので、決定に約3ヶ月かかります。そのため当座の医療費の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込額相当額を無利子で貸付を行う制度です。

しかし、後期高齢者医療制度には、この高額療養費貸付制度がありません。少ない年金のみで暮らしている高齢者も多く、医療費の支払いに困っている方も増えています。

そこでぜひ、後期高齢者医療制度において、高額療養費貸付制度を創設するべきではないでしょうか。

県下で小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチンの助成制度が実施されました。その実現を求めてきたものの1人として喜びたいと思います。

提案したいのは、高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成制度を、広域連合の取り組みとして検討してはどうかということです。

日本人の死因の4番目が肺炎で、高齢者を中心に肺炎で亡くなる人は年間8万人に達します。インフルエンザにかかった高齢者の4分の1は細菌性肺炎になるとも言われています。

70歳以上の肺炎の原因となる菌は肺炎球菌が一番多く、高齢者の重症肺炎の約50%が肺炎球菌という研究発表もあります。肺炎球菌ワクチンは高齢者の肺炎の原因となる病原体のなかで、最も頻度の高い肺炎球菌という細菌を狙った予防ワクチンです。

とりわけ、近年は抗生物質が効きにくい肺炎球菌が増加していることが指摘されていますが、肺炎球菌ワクチンはこのような耐性菌にも効果があります。

命を守ることはもとより、重篤な状況を防ぎ、結果として医療費の削減にも寄与できるのではないかと思います。接種費用は、約8千円位と聞いていますが、低所得者が多い高齢者にとっては少くない負担です。

全国には助成している自治体もありますし、先日、沖縄県の後期高齢者医療広域連合では、助成の検討をするというニュースも聞いています。

日本一の健康長寿県をめざす高知県の広域連合として、助成事業を検討する用意はないか、お聞きをいたしまして一般質問といたします。

(岡崎広域連合長挙手)

○議長(西村和也君) 岡崎広域連合長。

○広域連合長(岡崎誠也君) 段々のご質問をお伺いしましたので、順次お答えを申し上げます。私の方からは、窓口負担の問題と、各市町村との連携をしました短期被保険者証との問題につきましてお答え申し上げます。

まず、窓口負担ができないことなどを理由に、診療を受けられない方々が多くいると想定されることに関連しましたご質問にお答えします。

ご承知のとおり、わが国の医療費につきましては、今後の高齢化の進展とともに医療の高度化によりまして、年々医療費は増高の一途をたどっている状況にあります。現行の後期高齢者医療制度におきましても、被保険者の方々に負担していただくこととなります。保険料や、外来受診時における、いわゆる窓口で支払われます窓口の一部負担金の上昇は、今後避けられない状況にあります。

当広域連合としましても、こうした状況の下で、被保険者の方々が保険料を払えない場合や、また窓口負担がお支払いできないという状況になられたときには、それぞれの状況に対応していくための減免等の制度を設けまして、被保険者の方々が住まいのそれぞれの市町村窓口でセーフティネットを含めましたご相談を受け付けまして、相談ができる体制を整えるとともに、当広域連合のホームページ等でも制度の周知に取り組んでいるところでございます。

提案理由の説明の中でも申しましたが、一昨年の11月から新たな高齢者医療制度の検討がなされてまいりましたが、我々が保険者を担っております地域保険の国民健康保険におきましては、被保険者の方々のご負担はこの国保におきましても相当にあるものと認識しております。国保を中心とします国民皆保険を、さらに維持発展をさせ、国民の皆様が安定的に持続できる制度としていくためには、今後国におきまして、国費の増額が不可欠であると考えておりまして、このことを強く国に対しても求めていたところでもございます。

国におきましては、社会保障と税の一体改革案を本年夏頃を目途にまとめられるということになっておりますので、その論議の動向を十分注視をしまして、同時に、今後とも地方六団体を通じまして、この保険に対します国費の増額を一貫して求めてまいりたいと考えています。

その対応のもとで、減免対策等がなされていくというふうに考えているところであります。

次に、短期被保険者証が届かない場合、また高額医療費の申請がないような場合に、各市町村と連携をして福祉的な対応を進めていくべきだというご質問がございました。

高齢者の各地域での安否確認など高齢者の皆様方の生活状況を把握することは、個人個人のプライバシーとの兼ね合いは当然配慮しなければいけません。各市町村におきまして、可能な限り地域の方々と連携しながら対応して参らなければならないと考えております。

後期高齢者医療におきましては、被保険者証が届かない、また、医療給付の申請がない場合には、当広域連合から市町村に対しまして、被保険者の方々への連絡と訪問などによる状況の確認をお願いしておりまして、各市町村でのこうした取り組みは高齢者の方々の生活状況の把握の一助になっているものと考えております。

また、当広域連合におきましては、被保険者の個人個人の方々の受診状況がわ

かる情報を保有しております。これらの情報は個人情報ですので、自由にすべて活用する訳にはまいりませんが、例えば、長期にわたり受診していない場合など、市町村が高齢者の方々の健康に対します危険を避けるために、緊急に訪問する時など我々も情報提供しながら確認をしているところでございます。今後も、ご質問にありました受診の機会を奪うということがないように、できる限りの配慮を持って各市町村と連携をして参りたいと考えております。今後ともよろしく願いを申し上げます。

その他の項目につきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

[事務局長挙手]

○議長（西村和也君） 清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 和田議員からのご質問にお答えします。

はじめに、一部負担金の減免制度についてのお尋ねがありました。

一部負担金の減免制度につきましては、取扱要綱を定めて、平成20年4月の制度の開始時から施行しておりますが、国の通知が改正されたことに伴いまして、平成23年1月から、減免の要件に生活保護基準以下となった場合を追加しております。また、その場合の減免の期間は原則として3か月としております。

要綱を改正してから2か月足らずでございまして、今のところ、この要件による減免の実績はございません。

一部負担金の減免に関する相談は、市町村の窓口で受け付けることが多くなりますので、今後とも、市町村に対して説明会等で周知していくこととしております。

また、ご指摘のありました広島市の国保では、恒常的に所得が低い方を一部負担金の減免対象としておりますが、後期高齢者医療におきましては、減免に係る費用は保険料で賄うこととなりますので、対象者を拡大いたしますと、保険料のさなる上昇につながる事など、制度の安定的な運営に支障が生ずるおそれもあると考えられます。

こうしたことから、非常に福祉的な意味合いの強い施策は、現行制度の中では難しいものと考えておりますが、恒常的に生活保護基準以下といった所得が低い状態が続く場合は、福祉制度の活用も検討していただく必要があると考えております。

次に、高額療養費等の再通知の状況についてのお尋ねがありました。

高額療養費、高額介護合算療養費及び療養費につきましては、支給の対象となる被保険者の方々には申請の勧奨を行っておりますが、未申請のままとなっている方もおられますので、再度通知を行うこととしております。再通知をすることによりまして償還の消滅時効も中断しますので、より多くの方々に支給できるようになると考えております。

再通知の状況でございますが、平成20年度及び平成21年度の高額療養費につきましては、昨年の10月末の時点ですが2,732人に再通知をしまして、1,539人が申請をされております。また、平成21年度の高額介護合算療養費につきましては、昨年12月末の時点で895人に再通知をしまして、414人が申請をされております。

療養費につきましては、104人に勧奨通知をしておりまして、まだ、再通知は行っておりませんが、現在のところ30の方が未申請となっております。

次に、高額療養費貸付制度についてのお尋ねがありました。

後期高齢者医療制度におきましては、負担が多くなる入院の場合は自己負担限度額までの支払となっておりますので、現在は高額療養費の貸付制度は設けておりません。

しかしながら、ご指摘がありましたように、主に現役並みの所得がある被保険者になりますが、近年は外来診療でも10万円を超えるようなケースがございます。

こうした中で、国民健康保険におきましては、平成24年度から、外来の診療の場合でも、同じ医療機関で自己負担限度額を超えるときは、窓口での支払を自己負担限度額までとする取扱いを導入することとされております。

これを受けまして、広域連合の全国組織におきましては、外来診療における高額療養費の現物給付化を、後期高齢者医療にも導入するよう要望しております。今のところ、国からは明確な回答はございませんが、国保と同時期に導入することが検討されていると伺っておりますので、当広域連合としましては貸付制度ではなく、高額療養費制度の見直しによりまして対応してまいりたいと考えております。

最後に、高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成制度についてのお尋ねがありました。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成制度につきましては、現在、県内の5市町村で実施されておりますが、当ワクチンは任意接種とされておりますことから、それぞれの自治体における市町村単独事業となっております。

こうしたことから、肺炎球菌ワクチンの助成制度の実施につきましては、まず、市町村におかれて、一般事業での実施を検討されていく事業であると考えております。

当広域連合といたしましては、あくまでも、後期高齢者医療制度の運営主体としての立場にあることから、ご質問にありました沖縄県の後期高齢者医療広域連合の状況を研究いたしますとともに、国のワクチンへの助成に関する動向に留意してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（西村和也君） 和田議員よろしいですか。

○議員（和田賢二君） はい。

○議長（西村和也君） これにて、一般質問は終了します。

◎第1号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程第5、第1号議案高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要説明につきまして、事務局に説明を求めます。事務局は着席したままで説明をお願いいたします。

○議長（西村和也君） 清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。

お手元の議案及び説明書の1ページをお開きください。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律が子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するために改正されたことに伴いまして、所要の条例改正を行うものでございます。

法律の改正の内容でございますが、配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業をすることができるよう改正されるとともに、原則1回に限られていた育児休業が、子の出生の日から57日以内に最初の育児休業をした職員は、再度の育児休業をすることができるよう改正されましたので、これに伴いまして、第1条では、高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、配偶者が育児休業をしている職員についても、育児短時間勤務をすること及び部分休業の承認を請求することができるよう改正されましたので、これに伴いまして、2ページでございますが、第2条では、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

◎第1号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 特に質疑はありませんので、これにて質疑は終了いたしま

す。

○議長（西村和也君） 続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論はございませんので、討論は終了いたします。

これより、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

第1号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第2号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程第6、第2号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略します。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

○議長（西村和也君） 清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第2号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の3ページをお開きください。第1条のとおり歳入歳出それぞれ763万2千円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,180万3千円とするものでございます。

補正予算案の内容としましては、議会の開催実績の減に伴う減額や、人件費など広域連合事務局の運営経費の減額、保険料不均一賦課繰出金の減額などの不用が見込まれる額について、所要の調整を行ったものでございます。

以上でございます。

◎第2号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑はありませんので、終了いたします。

○議長（西村和也君） 続きまして、第2号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論がございませんので、終了します。

これより、第2号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

第2号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第3号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程第7、第3号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第3号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連

合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

19ページをお開きください。

第1条のとおり、歳入歳出それぞれ13億3,584万6千円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ1,241億4,366万1千円とするものでございます。

22ページをお開きください。

補正予算案の内容としましては、医療費は当初の見込より少し低くなっているところから、保険給付費を21億2,669万7千円減額するなど見込額に基づいて所要の調整を行っております。また、平成23年度においても、所得の低い被保険者に対して保険料軽減の特例措置が継続されることになっておりますが、国の補正予算により円滑運営臨時特例交付金が交付されることとなりましたので、臨時特例基金への積立金として、8億1,434万4千円を増額しております。

以上でございます。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑はございませんので、終了いたします。

○議長（西村和也君） 続いて、第3号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論はございませんので、終了いたします。

これより、第3号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第4号議案の審議の宣告

- 議長（西村和也君） 続きまして、日程第8、第4号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（西村和也君） では、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

- 議長（西村和也君） 清田事務局長。

- 事務局長（清田浩嗣君） 第4号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の41ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、第1条のとおり1億2,276万5千円でございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

45ページをお開きください。

1款、分担金及び負担金は、市町村の事務費負担金でございます。

2款、国庫支出金及び3款、県支出金は、保険料の不均一賦課負担金で、均一保険料との差額分の財源でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

46ページをお開きください。

1款、議会費は、広域連合議会を開催するための経費でございます。2款、総務費は、事務局を運営する経費、選挙管理委員会を開催する経費及び監査を実施するために必要な経費でございます。

3款、民生費は、国及び県の保険料不均一賦課負担金を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。

◎第4号議案の質疑、討論、採決

- 議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（西村和也君） 質疑はありませんので、終了します。

○議長（西村和也君）　続きますので、第4号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君）　討論はございませんので、討論は終了いたします。

これより、第4号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

第4号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君）　挙手全員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第5号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君）　続きますので、日程第9、第5号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君）　では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君）　第5号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

61ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、第1条のとおり1,290億7,597万1千円でございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

67ページをお開きください。

1款、市町村支出金は、被保険者から徴収した保険料等及び市町村の療養給付費の定率負担金として194億196万4千円を計上しております。

2款、国庫支出金は、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金、保健事業費補助金等として、432億703万7千円を計上しております。

3款、県支出金は、県の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び保険料の上昇を抑制するための財政安定化基金交付金として110億4,563万4千円を計上してお

ります。

4款、支払基金交付金は、若年者からの後期高齢者支援金ですが、社会保険診療報酬支払基金からの交付金として534億3,649万円を計上しております。

5款、特別高額医療費共同事業交付金は、国保中央会からの交付金として1,537万9千円を計上しております。

6款、繰入金は、一般会計、臨時特例基金及び事業運営基金からの繰入金として、17億7,790万5千円を計上しております。

8款、諸収入は、交通事故等の第三者からの納付金など1億7,256万2千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

68ページをお開きください。

1款、総務費は、電算処理システムの運用・保守やレセプト点検、第三者求償事務の委託、事業課の職員の人件費などとして、2億8,201万1千円を計上しております。

2款、保険給付費は、療養の給付に係る費用及び国保連合会への審査支払手数料等として、1,285億9,733万4千円を計上しております。

3款、財政安定化基金拠出金は、県に設置されている基金への拠出金として、1億1,126万円を計上しております。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金は、国保中央会への拠出金として、1,597万2千円を計上しております。

5款、保健事業費は、市町村への健診業務の委託経費として、3,951万4千円を計上しております。

6款、基金積立金は、それぞれの基金の利子を積立てるため、78万円を計上しております。

7款、諸支出金は、保険料の還付金、国等への償還金等として、1,910万円を計上しております。

以上でございます。

◎第5号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） それではこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 特に質疑はありませんので、質疑は終了いたします。

続いて、第5号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第5号議案、平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

第5号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（西村和也君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

[広域連合長挙手]

○議長（西村和也君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ熱心な審議を賜りまことにありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、現行の後期高齢者医療制度は今後廃止され、新たな高齢者の医療制度に移行する方向にあるところです。ただ、ねじれ国会の中で今後の見通しが非常に立ちにくい状況になっておりますが、私ども医療保険制度に携わるものとしましては、あらゆる機会を通じまして、現場からのそれぞれの課題や問題点を国等に申し上げて行くとともに、今後の国政の動向には注意をして参りたいと考えております。

現行制度の運営を任されております当広域連合としましては、引き続きまして市町村と連携し、被保険者の方々を始めとします住民の皆様方に一層のご理解をいただきながら、今後も適正で円滑な制度運営に努めて参りますので、今後ご指導賜りますようによろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方の益々のご健勝をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（西村和也君） それでは、議事運営にご協力を賜り、ありがとうございます。

した。

これもちまして、平成23年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第11回定例会を閉会いたします。

午後2時49分 閉会

資 料

22高後広第664号
平成23年1月28日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 西村 和也 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成23年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第11回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案 |
| 第2号議案 | 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 |
| 第3号議案 | 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第4号議案 | 平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第5号議案 | 平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

平成23年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第11回定例会 議決一覧

○広域連合長提出の部

議案番号等	件名	議決内容
第1号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	原案可決
第2号議案	平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第3号議案	平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第4号議案	平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第5号議案	平成23年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員